令和 4 年度 山形市舞台芸術活動支援補助金

リハーサル会場の利用料金を一部補助します

リハーサルに起因する感染を防止するとともに、公演の中止リスクを軽減し、舞台芸術活動を行う団体の活動継続を 支援することにより、文化芸術活動の活性化を図るため、補助制度をつくりました。 ご活用ください。

■補助内容

- ・「令和元年~令和4年3月31日までの間に実施したリハーサルのうち直近の会場利用料金」と、「令和4年4月1日~令和5年3月31日の間に実施するリハーサルの会場利用料金」の「差額(増加分)」
- ※会場利用料金を比較するリハーサルは、上記それぞれの期間に行われた公演のうち、内容が同一又は類似する公演にかかるものとします。例)毎年恒例の公演など。
- ・1 団体につき 2 公演まで申請可能。
- ・1 公演につき 25 万円が上限。
- <算出例>

令和3年〇月〇日 第5回定期演奏会に伴うリハーサル(興行場法の許可を得ていない会場で1日行った)

⇒支払った会場費: 20.000 円

令和4年〇月〇日 第6回定期演奏会に伴うリハーサル(本補助制度の対象施設で3日間行った)

⇒支払った会場費: 150.000 円(3 日間の合計)

交付金額: 150.000 円-20.000 円=130.000 円 ※消費税等仕入控除税額はここでの計算に含んでいきせん。

■補助条件

- ・令和元年4月1日~令和4年3月31日までの間、興行場法の許可を受けていない会場でリハを行っていた団体が、令和4年4月1日~令和5年3月31日の間に、下記対象施設においてリハを行った場合。
- ・そのほか条件あり。
- ※そのほかの条件や提出書類などについては、ホームページ及び交付要網・Q&A をご確認ください。

■対象団体の条件

- ・市内に本拠を置く合唱、演劇、管楽器を含む演奏などの舞台公演を主催する団体であること
- ・活動歴が通算5年間以上かつ公演歴が累計5回以上の実績がある団体であること など

■対象施設

山形市民会館大ホール及び小ホール、山形テルサホール及びアプローズ

■受付期間

- ・令和4年11月1日(火)~令和5年3月31日(金)必着※予算の上限に達した時点で終了します。
- ・必要な提出資料をご確認いただき、郵送、下記窓口持参のいずれかの方法でお申し込みください。

詳細はホームページでご確認ください。

問合せ・申請先

〒990-8540 山形県山形市旅篭町 2-3-25

山形市企画調整部文化振興課

電話:023-641-1212(内線 639)

X—IL: bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp